		えた数に対する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数

3　［略］

第十四条・第十五条　［略］

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条　法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画（「特例承継計画」という。第二十条において同じ。）について、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた中小企業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ～ホ　［略］

二　第一号に掲げる中小企業者及び第三号に掲げる個人である中小企業者以外の中小企業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ～ト　［略］

三　他の個人である中小企業者（以下「先代事業者」という。）の事業を確実に承継するための具体的な計画（「個人事業承継計画」という。）について、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた個人である中小企業者（事業を営んでいない個人を含む。次条から第十九条までにおいて同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　当該先代事業者が死亡等した場合に当該先代事業者が営んでいた事業を承継する候補者（以下「個人事業承継者」という。）であって、当該先代事業者から相続若しくは遺贈又は贈与により当該先代事業者が有する特定事業用資産を取得することが見込まれる者

ロ　当該先代事業者が自己の事業を個人事業承継者が承継するまでの期間における経営に関する具体的な計画を有していること。

ハ　当該先代事業者の経営を個人事業承継者が承継した後の経営に関する具体的な計画を有していること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

第十七条　中小企業者は、次の各号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一　［略］

二　前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同号イからへまでに掲げる要件）のいずれにも該当すること。

三　前条第三号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

2　前項の確認（前項第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　［略］

［削除］

二　前号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

		る当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数

3　［略］

第十四条・第十五条　［略］

（法第十五条の経済産業省令で定める要件）

第十六条　法第十五条の経済産業省令で定める要件は、次に掲げる中小企業者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　当該中小企業者の経営を確実に承継するための具体的な計画（「特例承継計画」という。第二十条において同じ。）について、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）の指導及び助言を受けた中小企業者

イ～ホ　［略］

二　第一号に掲げる中小企業者以外の中小企業者

イ～ト　［略］

［新設］

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

第十七条　中小企業者は、次の各号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一　［略］

二　前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号ニの新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同号イからへまでに掲げる要件）のいずれにも該当すること。

［新設］

2　前項の確認（前条第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　［略］

二　前条第二号の指導・助言を受けた日における従業員数証明書

三　前二号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類